

## 《選択》

- 法律に関する問題、経済に関する問題、建築都市に関する問題、不動産鑑定評価に関する問題から一つの分野を選択し、選択した分野の問い合わせに答えなさい。

### 選択分野 1 法律に関する問題

日 程	研 究 科	区 分	試 験 科 目
A 日程	不動産学研究科	一般 社会人 外国人留学生	法律に関する問題

以下の間に全て答えなさい。

問題 1 2050 年カーボンニュートラル、2030 年温室効果ガス 46% 排出削減の実現に向け、日本の全エネルギー消費量の約 3 割を占める建築物分野における取組が急務であることから、令和 4 年に「改正建築物省エネ法(脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律)」が公布された。これに関し、以下の問い合わせに答えなさい。(50 点)

- (1) 建築物分野でのエネルギー消費が日本全体の 3 割にも上る原因としてはどのようなものが考えられるか。(25 点)
- (2) 建築物分野からのエネルギー消費量を削減するための法政策として、どのようなものがあるか。またその手段の有効性はどの程度と予想されるか、論じなさい。(25 点)

問題 2 以下の法律の条文を読んだ上で、(1)～(5)に答えなさい。(50 点)

第二百六十四条の二 A は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地(土地が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分)について、必要があると認めるときは、(b)利害関係人の請求により、その請求にかかる土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下「所有者不明土地管理条例」という。)をすることができる。

- (1) この法律の名称を答えなさい。(10 点)
- (2) A に当てはまる用語を答えなさい。(10 点)
- (3) 下線部(b)の利害関係人の例をあげなさい。(5 点)
- (4) この条文は、「所有者不明土地管理制度」を規定していますが、「所有者不明土地管理制度」について、簡潔に説明しなさい。(10 点)
- (5) 「所有者不明土地管理制度」が導入された背景について、簡潔に述べなさい。(15 点)